

## 宮城県暴走族根絶の促進に関する基本方針

平成11年6月11日  
宮城県告示第676号

### 第1 基本方針の意義

この基本方針は、宮城県暴走族根絶の促進に関する条例（平成10年宮城県条例第48号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づき、県が行う暴走族根絶の促進に関する施策を推進するための基本的事項について定めるものである。

### 第2 暴走族根絶の促進に関する県民、事業者、自動車等の運転者等の啓発及び意識の高揚に関する事項

暴走族の根絶に当たっては、県民一人ひとりの意識の高揚を図ることが重要であり、このため、県、市町村及び関係機関・団体は、あらゆる広報媒体を活用して暴走族根絶を広報するなど、県民総ぐるみ運動を促進するための各種事業を積極的に推進する。

#### 1 県民、事業者、自動車等の運転者等の責務についての広報及び指導・啓発

##### (1) 県民に対する広報

県、市町村及び関係機関・団体は、あらゆる機会を活用して、暴走行為の迷惑性、交通事故の悲惨さ、その責任の重大性などについての普及、啓発を行うこととし、県民は、家族、職場等の関係者が暴走族に加入し、又は車両を不法改造することを未然に防止するとともに、市町村等が実施する暴走族根絶の促進に関する施策に地域ぐるみで積極的に参加するよう努めるものとする。また、暴走族に関する情報については、速やかに警察官等に通報するものとする。

##### (2) 事業者、自動車等の運転者等に対する指導及び啓発

県及び市町村は、警察、自動車関係団体等と連携して、条例第4条及び第5条の規定に基づき、事業者、自動車等の運転者等に対する指導及び啓発活動を推進する。

#### 2 暴走族根絶運動強化月間の設定と県民大会の開催

県は、暴走族根絶運動を促進するため、毎年6月を「暴走族根絶運動強化月間」とし、暴走族根絶県民大会の開催や暴走族根絶キャンペーン活動を実施するものとする。

### 第3 暴走族根絶促進モデル市町村の指定及び暴走族根絶促進モデル事業の実施に関する事項

条例第9条の規定に基づき、特に暴走族根絶の促進を図る必要がある市町村（仙台市にあっては区の区域）を暴走族根絶促進モデル市町村（以下「モデル市町村」という。）として指定し、地域住民、行政、警察が一体となった暴走族根絶運動を行うことにより、周辺自治体への波及を図るものとする。

#### 1 モデル市町村の指定等

県は、暴走族の構成員数や暴走族の出現する地域性等を勘案して、モデル市町村を指定するものとする。

#### 2 暴走族根絶促進モデル事業の内容

##### (1) 暴走族根絶促進協議会の設置

モデル市町村は、暴走族根絶促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

##### (2) 暴走族根絶促進計画の策定

協議会は、暴走族根絶促進市町村民大会の開催、広報啓発、暴走族相談員による活動等、暴走族根絶促進計画を策定し、及びこれを実施する。

##### (3) 暴走族相談員の委嘱

県は、モデル市町村ごとに、暴走族問題についての知識を有し、かつ、暴走族根絶の促進に関する十分な熱意と行動力を有する者のうちから、協議会の推薦に基づき暴走族相談員を委嘱する。

暴走族相談員は、暴走族加入阻止、暴走族からの脱退者に対するアフターケアその他地域住民からの暴走族根絶に関する相談活動を行う。

### 第4 中学校、高等学校等における暴走族加入阻止教室の実施に関する事項

毎年、新たな構成員の勧誘などにより世代交代を繰り返している暴走族を根絶するためには、学校教育の場を通じて、暴走族への加入を阻止するための啓発活動を実施することが必要である。

このため、県は、県内の中学校、高等学校、専修学校等において、生徒及びPTAを対象とする暴走族加入阻止教室を年1回以上実施するとともに、必要に応じて、暴走族加入阻止モデル校を指定する。

### 第5 その他暴走族根絶の促進に関し必要な事項

#### 1 暴走族に関する情報の提供

県及び市町村は、暴走族の実態その他暴走族根絶の促進に関する施策の実施に資する事項についての情報を相互に提供、交換する。

#### 2 暴走族根絶促進関係市町村連絡協議会の設置

県は、広域連合化している暴走族に関する情報の交換及び施策の調整を図るため、関係する市町村による暴走族根絶促進関係市町村連絡協議会を設置する。

#### 3 その他

県、市町村及び関係機関・団体は、前2項に掲げるもののほか、暴走族根絶の促進に関し必要な施策を推進するものとする。